追加募集

令和5年度放課後児童クラブ(学童保育所)

追加募集申込み受付について

【 対象学童保育所 】

- ・西山口小学童保育所(令和5年度に4年生となる児童)
- ・大渕小学童保育所 (令和5年度に4年生~6年生となる児童)

【募集期間】

令和4年11月21日(月)~12月7日(水)

【募集対象】

- 西山口小学童保育所: 「掛川市放課後児童クラブの利用について」(別紙)の入所基準を 満たす、令和5年度に4年生となる西山口小学校の児童
- 大渕小学童保育所: 「掛川市放課後児童クラブの利用について」(別紙)の入所基準を満たす、令和5年度に4年生~6年生となる大渕小学校の児童
- ※追加募集期間内に申込みをされた方が優先となりますが、応募者多数など申込みの状況により 入所できない場合があります。

【 申込書類配布・受付場所 】

対象児童	配布・受付場所(時間)
新規利用者	・教育政策課(教育委員会2階) ・南部大東ふくしあ(大東支所1階) ・南部大須賀ふくしあ(大須賀支所1階) 午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日を除く)
継続利用者	・西山口小学童保育所 午後 0 時 30 分~午後 6 時 20 分(土・日・祝日を除く)

※申込書類は、掛川市のホームページからもダウンロードできます。

【 提出書類 】

- ① 掛川市放課後児童健全育成事業利用申込書
- ② 保護者及び同居・隣接居住の祖父母等(70歳未満)について、入所基準を満たすことを 証明する書類
 - ※75歳未満の同一小学校区内(同居・隣接を含む)在住の祖父母が就労や疾病等の状況にある場合も、書類の提出をお願いします。

保護者、祖父母の状況	必要な書類
会社員(パート等を含む)	就労証明書 (就労先にて作成されたもの) ※社会保険証のコピー不可
自営業者・農業等従事者(事業主・専従者)	自営業・農業等従事者申告書 確定申告書の第1表・第2表もしくは住民税 申告書の写し
疾病・障がい・介護・看護・就学・災害	申立書 診断書・証明書・手帳の写し等 ※介護保険被保険者証、身体障害者手帳、診断書のコピー等 状況がわかる書類を添付

- ③ 学童保育所確認シート
- 4 同意書

【 入所審査について 】

家庭内で保育できない事情を考慮し、低学年や緊急度の高い児童からの入所となりますので、<u>定員を超えた場合、希望しても入所をお待ちいただくことがあります。</u>また、兄弟で申込みをしても年少の児童のみ入所となる場合もあります。

なお、学童保育所の利用ニーズが高まっているため、より厳正な審査を行う必要があることから、 同一小学校区内(同居・隣接を含む)在住の75歳未満の祖父母についても、就労や疾病等の状況に ある場合には、関係書類の提出をお願いします。

〈今後のスケジュール〉

- 1月中旬~ 面接を実施します。
- 2月中旬頃 審査結果を発送します。

※利用希望開始月が7月以降の方は、利用希望開始月の前月下旬に通知します。

3月上旬頃 入所対象者説明会を実施します。

長期休暇のみ利用の審査について

- 受付期間内に申込みをされた方が優先となります。
- 申込み状況によっては、入所できない場合があります。

随時受付の審査について

- 利用希望期間開始月の2ヶ月前までに申込みをしてください。
- 受付期間内に申込みをされた方が優先となります。
- 申込み状況によっては、入所できない場合があります。

【補足】

申込書類について

- 申込書や提出された証明書等により審査を行うため、不備があり、審査ができない場合、確認 の連絡や再度申請書類の提出をお願いすることがあります。
- 就労証明書や診断書等は、新たに発行された正確な状況が分かるものを提出してください。
- 動め先が決まっていない場合は、決定した時点で就労証明書を速やかに提出してください。 提出されない場合、審査が行えないため入所することができません。
- 対象児童の弟・妹が同時期に保育園への入園申請を行い、就労証明書を既に市へ提出している 場合であっても、就労証明書は提出してください。 (入園申請時のコピー提出可)
- 対象児童の弟・妹の令和5年度学童保育所入所申込において、すでに②就労証明書等の入所基準を満たすことが確認できる書類を提出している場合は、その旨をお申し出いただければ、再度の添付は不要とします。(①③④の書類は必ず提出してください。)
- 申請書類に事実と異なる記載があった場合、入所をお断りすることがあります。
- 育児休業中の方は、復職日から利用が可能となりますが、月途中からの利用であっても月額利用料がかかります。

◇利用申込みをする前に…

御家族で、「学童保育所の利用が本当に必要であるか」をよく話し合って申込みをしてください。学童保育所は、仕事や疾病等の理由でやむを得ず、子どもの保育ができない家庭を支援する事業です。 "宿題をさせてくれるから" "友達がいるから"等の理由での申し込みはできません。また、保護者から児童へ「なぜ学童保育所へ行くのか」を伝えてください。

なお、子どもたちの特性は多様で、多人数での生活や大きな音が苦手など、様々な表れがあります。専門的な支援が必要な場合、『放課後等デイサービス』を利用するという選択肢もあります。『放課後等デイサービス』の詳細については、掛川市福祉課障がい者福祉係(La:21-1139)へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 掛川市教育委員会 教育政策課 学童保育係

電話 21-1109 FAX 21-1222